



AGORA
HOSPITALITY GROUP

第86回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2024年3月26日（火曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）
- 開催場所** 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル アゴラ リージェンシー 大阪堺
3階 利休
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）
・株主総会後の株主様向け株主懇談会はござ
いません。
- 決議事項** 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第86回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

株式会社アゴラホスピタリティーグループ

株主各位

証券コード 9704

2024年3月11日

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

株式会社アゴラホスピタリティグループ

代表取締役社長
クォック・ゲイリー・
ヤン・クエン

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット等上の株主総会資料掲載サイトに掲載しておりますので、以下の株主総会資料掲載サイトにアクセスのうえご確認くださいませようようお願い申し上げます。



株主総会資料掲載サイト <https://d.sokai.jp/9704/teiji/>

電子提供措置事項は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。株主総会資料掲載サイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。



東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アゴラ」又は「コード」に当社証券コード「9704」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2024年3月25日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第86期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第86期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	（1）書面による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。 （2）インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使方法のご案内】をご高覧のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。 （3）議決権の行使期限は、2024年3月25日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使してください。 （4）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の①②の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイト(<https://d.sokai.jp/9704/teiji/>)「および【東証上場会社情報サービス<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>】」において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会資料掲載サイト (<https://d.sokai.jp/9704/teiji/>)

東証上場会社情報サービス (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/group/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年3月26日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号(下の議案表を参照)	第2号議案
賛否表示欄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年3月25日（月）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役7名（うち社外取締役3名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

Winnie
Wing
Kwan
Chiu

ウィニー・チュウ
ウィン・クワン

再任

生年月日

1980年4月24日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年6月 マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター（現任）
2008年7月 ランド アンド ジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
2010年6月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社
エグゼクティブディレクター
2011年11月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社社長（現任）
2015年3月 ファー イースト グローバル アジア社 ディレクター（現任）
2015年6月 当社社外取締役
2019年3月 当社取締役（現任）
2019年6月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ
ディレクター（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセットホスピタリティ インターナショナル社社長としての宿泊事業に関するグローバルな経験を有し、世界的規模での宿泊事業に精通しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。同氏の国際的なネットワークと当社の事業とのシナジー効果により業容拡大ができるものと考え、2019年3月より業務執行を行う取締役に就任いたしました。また、2015年6月より現在まで取締役会議長として、当社の成長戦略および業務執行に關して的確な意見を述べております。女性の従業員が多い当社のホテル事業において、女性が働きやすい職場環境を整え、制度を整備することでより働きやすい職場づくりにつながると考えており、同氏とともに、職場における女性の活躍推進や家庭の両立支援についても、より積極的に取り組んでいきます。なお、主要株主との関係性などを十分考慮したうえ、代表取締役候補者となりました。当社はまだ指名委員会は設置していませんが、今回の選任に当っては、当社独立社外取締役2名が代表取締役候補者のインタビューを行い、そのうえで取締役会にて審議、選任しております。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の主要株主であるファー イースト グローバル アジア社のディレクターであります。

候補者番号

2

江上 正巳
えがみ まさみ

再任

生年月日

1970年8月1日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年3月 ヒルトン インターナショナル 入社 (大阪市、日本)
2005年7月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (マナマ市、バーレーン)
営業統括本部長兼総支配人代理
2008年4月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (横浜市、日本)
副総支配人
2010年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アンマン市、死海、ヨルダン) ホテル支配人
2012年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アカバ市、ヨルダン) 総支配人
2014年8月 ケンピンスキー ホテルズ (ピクトリア市、セイシェル) 総支配人
2019年11月 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役 (現任)
2020年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者江上正巳氏は1990年に宿泊事業におけるキャリアを料飲部門からスタートし、フロント業務、宿泊予約、セールス&マーケティング、品質管理など宿泊事業に関わるあらゆる部門で経験を積み、その後ケンピンスキー ホテルズの総支配人を務め、約30年にわたりホテル運営におけるキャリアを有しております。また、日本国内だけではなく、ヨーロッパ、中近東、アフリカ、アジアを含む世界11カ国で幅広い経験を有しており、同氏の国際感覚に富んだ豊かな視点と豊富な経験が、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると考え、2020年3月に当社取締役に就任いたしました。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

浅生 浩
あそう ひろし

再任

生年月日

1968年9月17日

所有する当社の株式数

10千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年4月 伊藤忠商事株式会社入社
1995年4月 株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ (出向)
ホテル日航東京開業準備室
2002年4月 株式会社イーシップ入社
2005年1月 上海宏軒广告有限公司 副総経理
2006年10月 株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
2007年12月 上海天基广告有限公司 副総経理
2011年1月 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役 (現任)
2017年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内においてのビジネス経験を有しております。同氏は2017年3月に当社取締役に就任し、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。

今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

北村 隆則

きたむら たかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 外務省入省
1989年 1月 外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月 外務省大臣官房儀典官
1998年 7月 駐中国公使
2004年 4月 駐香港総領事
2006年 9月 駐ギリシャ大使
2010年 7月 外務省退職
2010年 8月 香港中文大学教授
2013年 3月 当社社外取締役（現任）
2015年 8月 香港中文大学客員教授（現任）
2023年 8月 香港中文大学名誉フェロー（現任）

選任理由および期待される役割の概要

候補者北村隆則氏は2013年3月に当社社外取締役に就任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、（1）外交官の経験に基づいて、国際情勢に影響されやすい海外観光客の動向について地政学的リスクの分析、（2）香港、ギリシャという観光業に重きを置く地域で、総領事、大使を務めた経験に基づいて、海外観光客の趣向の分析、（3）外交官の経験に基づいて、対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する助言を行っており、また、独立した立場から業務執行の監督等を行っております。今後も外交官および学識経験者としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

5

Clarence
Yean Kang
Wong

クラレンス・

ウォン・カン・イェン

再任

社外

生年月日

1970年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年12月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ビジネスディベ
ロップメントマネージャー
- 2003年3月 当社監査役
- 2005年3月 当社監査役退任
- 2005年8月 パークソン リテール グループ社CFO
- 2013年8月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社CFO
- 2015年2月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社カンパニーセクレタ
リー
- 2015年6月 当社監査役
- 2016年1月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社COO (東南アジア・
中国担当) (現任)
- 2017年3月 当社監査役退任
- 2017年3月 当社社外取締役 (現任)

選任理由および期待される役割の概要

候補者クラレンス・ウォン・カン・イェン氏は2015年6月に当社監査役に、2017年3月に当社社外取締役に就任しました。同氏はドーセットホテルを運営するドーセット ホスピタリティ インターナショナル社のCOOとしてグローバルなホテルを運営する経営者の観点から、当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

Giovanni Angelini

アンジェリーニ・
ジョバンニ

再任

社外・独立

生年月日

1945年9月23日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 香港 マネジメント アソシエーション 評議員 (現任)
1999年 6月 シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社 CEO
兼 マネージング ディレクター
2009年 5月 アンジェリーニ ホスピタリティ社 会長 (現任)
2011年 4月 デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)社
副会長
2013年 6月 ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社
独立社外取締役
2014年 3月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 独立社外役員
2018年10月 当社社外取締役 (現任)
2018年 香港理工大學教授 (現任)
2022年 ランドマーク デベロップメント/OTT ファイナンシャル グループ (カナダ) 諮問委員 (現任)

選任理由および期待される役割の概要

候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社のCEOを務めるなど、世界的規模での宿泊事業における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通していることから、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

7

XIAN

Chuping

シャン・チューピン

新任

生年月日

1962年8月30日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年7月 北京第二外国語学院日本語学科卒業
1990年3月 福島大学大学院経済学研究科修士課程修了
2011年12月 中欧国際工商学院－ハーバードビジネススクール－清華大学経済管理学院
ジョイントシニアエグゼクティブプログラム
1983年9月 中国国際放送局日本語部
1990年4月 山一証券株式会社外国債券主任
1994年6月 山一証券香港有限公司 債券部総経理
1998年2月 大和証券SMBC香港有限公司 董事、執行副総裁
2002年7月 大和証券株式会社北京駐在員事務所 首席代表
2008年11月 海際大和証券有限責任公司 副董事長、董事総経理
2014年4月 大和証券株式会社北京駐在員事務所首席代表
2017年4月 大和証券キャピタル・マーケットツ 香港 リミテッド 社長
2018年4月 株式会社大和証グループ本社 参与（アジア・オセアニア副担当兼
大和証券キャピタル・マーケットツ 香港 リミテッド 社長
2020年12月 大和証券グループ本社 シニア・マネージング・ディレクター／アジア・
オセアニア副代表
2021年3月 株式会社大和証グループ本社 参与（アジア・オセアニア副担当）兼
大和証券キャピタル・マーケットツ 香港 リミテッド 社長 兼
大和証券（中国）有限責任公司 会長
2021年7月 株式会社大和証グループ本社 参与（アジア・オセアニア副担当 兼
大和証券キャピタル・マーケットツ 香港 リミテッド 社長 兼
大和証券（中国）有限責任公司 会長 兼
大和日華（上海）企業諮詢有限公司 社長
2022年9月 大和証券キャピタル・マーケットツ 香港 リミテッド 中国担当
大和証券（中国）有限責任公司 会長

選任理由

候補者マイケル・シャン・チューピン氏は長年の金融ビジネスに携わり、日本の大手証券会社の経営幹部を務めるなど、世界的規模でのビジネス、金融における豊富な経験と知見を有しております。特に、当社グループのホテルをご利用いただく方が多い国・地域および圏事業を営んでいるマレーシアを含むアジア・オセアニアのビジネス全般に精通していることから、原案どおり選任された場合、社長兼CEOに就任し当社事業の業務全般の執行の統括をする予定であります。本定時株主総会における新任取締役候補者の選任にあたり、当社はまだ指名委員会は設置していませんが、今回の選任に当たっては、当社独立社外取締役2名が取締役候補者のインタビューを行い、そのうえで取締役会にて審議、選任しております。

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであります。当社は2022年9月13日の取締役会決議により、当社連結子会社のアゴラ大浜合同会社に対する匿名組合出資を行う事を決議し、また、アゴラ大浜合同会社は同氏の近親者が実質的な代表を務める法人より2023年12月31日までに、719百万円の匿名組合出資を受けております。
2. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
6. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年6ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配慮したうえで候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。
9. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、社外監査役の遠藤新治氏およびチェン・ワイハン・ボズウェル氏の2名の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者

平野 貴徳
ひらの よしのり

再任

社外

生年月日

1977年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年4月	オリックス株式会社	入社
2005年7月	キャピタランド・ジャパン株式会社	入社 インベストメント・アセットマネジメント部長
2013年7月	キャピタランド・モール・ジャパン株式会社（現：キャピタランド・インターナショナル・ジャパン株式会社）	インベストメント・アセットマネジメント部長
2015年3月	コンポジション キャピタル パートナーズ アジア リミテッド	日本マーケット投資責任者
2017年2月	リエゾンジャパン株式会社	代表取締役社長（現任）

選任理由

候補者、平野貴徳氏は不動産の鑑定評価、デュエリジェンス業務、不動産取引など不動産取引のあらゆる部門で経験を積んだ他、海外の不動産投資会社でのインベストメント・アセットマネジメント部門の責任者を務め、不動産投資において豊富な実績と豊かな国際感覚を養われてきました。その後、リエゾンジャパン株式会社を設立し代表取締役を務めております。また、同氏は不動産鑑定士の資格も有しており不動産評価に関する専門的な知見を有しております。その豊富な知見と専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者平野貴徳氏は、リエゾンジャパン株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と不動産の開発および管理に関する業務委託契約を締結しており取引関係があります。
2. 候補者平野貴徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。
3. 候補者平野貴徳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
4. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり補欠監査役として候補者平野貴徳氏の再任が承認された後、同氏が監査役として就任した場合、当該契約の被保険者となります。なお、任期中において同内容で更新する予定であります。

ご参考

第1号議案が承認可決された場合の、役員の様子は以下の通りとなります。

男性9名 女性1名

日本人5名 外国人5名

氏名	役職	ホスピタリティ業等のサービス業の経験および専門的な運営経験	海外での観光行政、地政学的な知見、国際情勢に基づく海外観光客の趣向・動向分析	会計・ファイナンスの専門的な知識・能力	豊富な国際的な知識・経験	不動産取引
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	取締役	●	●		●	●
マイケル・シャン・チュー・ピン	取締役			●	●	●
江上正巳	取締役	●	●		●	
浅生浩	取締役	●			●	
北村隆則	取締役		●		●	
クラレンス・ウォン・カン・イエン	取締役	●		●	●	●
アンジェリーニ・ジョバンニ	取締役	●	●		●	●
杉戸壽一郎	監査役			●		
遠藤新治	監査役			●		
チェン・ワイハン・ボズウエル	監査役			●	●	

以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

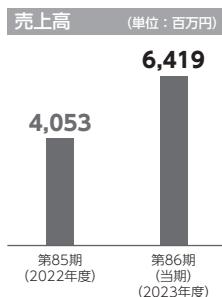
当連結会計年度における売上高は、訪日外客数の増加という外的な要因により大きく影響をうけました。特に、12月の訪日外客数は、2019年同月比108.2%となる2,734,000人と新型コロナウイルス感染症拡大後の単月過去最多となり、12月として過去最高を記録しました。そのような中、当社の運営する宿泊施設におきましても、旺盛なインバウンド需要を要因として売上高が増加いたしました。その結果、売上高は前期を大きく上回る7,309百万円（前期比47.6%増）となり、宿泊事業における売上高は6,419百万円（前期比58.3%増）、霊園事業および住宅等不動産開発事業等を行っているその他投資事業の売上高は前年とほぼ同じ890百万円（前期比0.8%減）となりました。

営業費用については、継続的なコスト削減に努めておりますが、円安基調が続き、材料費の他、水光熱費、人件費等、全体的に運営コストが増加し営業損失は93百万円（前期は営業損失1,401百万円）となりました。また、営業外収益として為替差益75百万円等により113百万円を計上いたしましたが、支払利息91百万円が発生したこと、ホテル不動産保有会社の借入金を借り換えたことによる資金調達費用67百万円が発生したこと等により営業外費用215百万円を計上した結果、経常損失は195百万円（前期は経常損失1,106百万円）となりました。次に、特別利益として今井荘の売却に伴う固定資産売却益等により129百万円を計上いたしましたが、法人税、住民税及び事業税132百万円等の計上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は149百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,298百万円）となりました。

	第85期 (2022年12月期)	第86期 (2023年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	4,951	7,309	47.6%増
営業損失 (△)	△1,401	△93	-
経常損失 (△)	△1,106	△195	-
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,298	△149	-

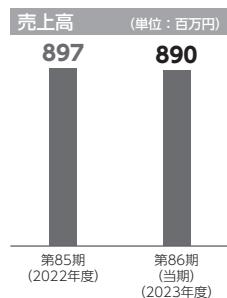
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門



当連結会計年度における宿泊事業部門におきましては、順調な訪日外客数の増加によりすべての宿泊施設の回復が進みました。主要なホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺においては売上高2,547百万円（前期比39.9%増）、ホテル アゴーラ 大阪守口においては売上高1,412百万円（前期比48.9%増）となりました。また、アフターコロナを見据え、アゴーラ金沢、今井荘などの非採算部門を撤退し、東京・大阪・京都などのインバウンド需要が見込める都心部の宿泊施設の運営に集中したことにより、前期を大きく上回り、宿泊事業部門全体では売上高6,419百万円（前期比58.3%増）となりました。しかしながら、インバウンド需要の増加により宿泊部門の回復は進んだ一方で、レストラン、宴会部門における人員不足の影響もあり一部のレストランの運営を休止し、効率的な人員配置となるようホテル内において適正な人員配置に努めていますが、人員不足を補うための採用コストが増加し、賞与支払により人件費が増加しております。また、資源高、円安等の影響による、材料費、水光熱費の増加等の影響を受け、2019年と比較し営業費用は増加しました。しかし、東京や京都でのマネージメントコントラクト（運営受託契約）による宿泊施設の運営を増やしたことによる利益増加が寄与し、営業利益は144百万円（前期は営業損失1,208百万円）となりました。なお、2023年3月31日付の今井荘の売却にともない、特別利益として固定資産売却益128百万円を計上しております。

その他投資事業部門



マレーシアにおける霊園事業の売上高は堅調に推移し前年とほぼ同じ866百万円（前期比0.1%減）、営業利益は111百万円（前期比38.6%減）となりました。これは、当連結会計年度においても、新規受注及び引き続き既契約案件の引渡しも堅調に進捗したものの、工事、運営に伴う水光熱費が増加したことによります。住宅等不動産開発事業は、売上高23百万円（前期比22.6%減）、営業利益14百万円（前期比38.7%減）、証券事業は営業損失20百万円（前期は営業損失74百万円）となりました。それらの結果、その他投資事業部門における売上高は890百万円（前期比0.8%減）、営業利益104百万円（前期比19.0%減）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

当社グループにおきましては、潜在的なインバウンド需要を成長機会と捉えており、宿泊事業を中心に1,312百万円の設備投資を実施しました。

宿泊事業におきましては、ホテル建設等に関し、1,310百万円の設備投資を実施しております。

その他投資事業におきましては、主に霊園事業に関し、1百万円の設備投資を実施しております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金その他、アゴーラ大浜合同会社に対する匿名組合出資の受入れを行っており、2023年6月に355百万円の匿名組合出資を受けております。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は2023年3月31日に当社の保有する今井荘に係る固定資産を他の事業会社に売却いたしました。これに伴い特別利益として固定資産売却益128百万円計上いたしました。また、資産譲渡に伴い、2023年3月13日をもって当社の今井荘の宿泊事業は終了いたしました。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

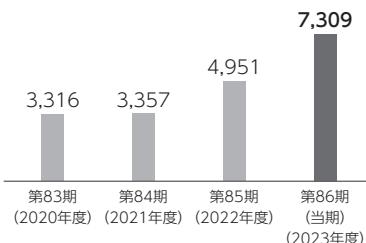
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

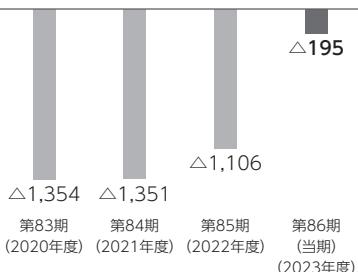
特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

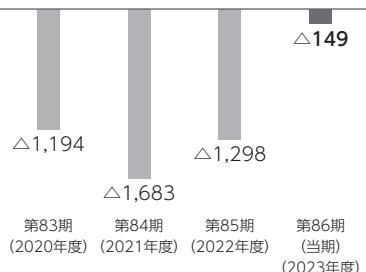
売上高 (単位：百万円)



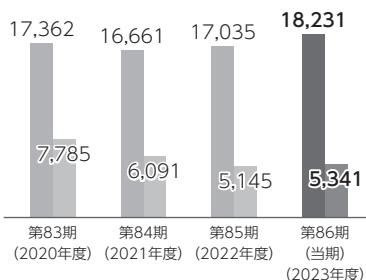
経常損益 (単位：百万円)



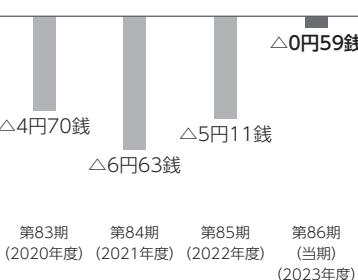
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



区分		2020年度 第83期	2021年度 第84期	2022年度 第85期	2023年度 (当期) 第86期
売上高	(百万円)	3,316	3,357	4,951	7,309
経常損失 (△)	(百万円)	△1,354	△1,351	△1,106	△195
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△1,194	△1,683	△1,298	△149
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△4円70銭	△6円63銭	△5円11銭	△0円59銭
総資産	(百万円)	17,362	16,661	17,035	18,231
純資産	(百万円)	7,785	6,091	5,145	5,341

9. 対処すべき課題

この4年間、私たちの日常生活はCOVID-19によって大きな影響を受けてきました。2023年、状況が安定し、世界が徐々に正常な状態に戻りつつあることを目の当たりにし、大変勇気づけられました。日本は2022年10月から再び海外からのお客様をお迎えできるようになりました。このことは、すべてのお客様に「美しい日本のコレクション」を体験していただくという私たちのビジョンを実現するための興奮とエネルギーを私たち全員に与えました。

私たちは、長期的に持続可能な成長戦略を持ち、事業計画を確保できるようになることに主眼を置いてきました。「アゴーラ金沢」、「今井荘」を閉鎖し、コロナウイルスが蔓延していた時期に「アゴーラ東京銀座」、「アゴーラ京都烏丸」、「京都四条」、「ONE@Tokyo」の4つの新規物件のオープンに成功しました。中核となる資産を獲得し、未開発の建設や資産の再配置などにより高利回りプロジェクトに資本を再投資することで、安定したキャッシュフローと資本の増加を生み出し大幅な投資収益が達成されました。私たちは、土地の取得から建築設計、建設管理、最終的にはホテルの開業と運営に至るまで、新規開発プロジェクトのすべてのステップに携わってきました。そして、これらのホテルは海外のお客様にも人気が高まりご好評をいただいております。2024年の当社の事業収入に大きな影響を与えることでしょう。

アゴーラのビジョンである「美しい日本のコレクション」は、不動産の景観を再構築し、素晴らしい空間を創造し、やりがいのある機会に進化させ、会社の目標を満たすだけでなく、何千人もの顧客やアゴーラの仲間にインスピレーションを与えてきました。エネルギーで騒がしく活動に満ちた不動産とホスピタリティの世界では、卓越性が成功の鍵です。会社の組織的・文化的な壁を越えて、業界に大きな影響を与えることができるより大きな領域に到達することはかなり難しいことです。どのような状況においても、私たちは常に卓越性を追求しなければなりません。卓越と平凡を区別するものは、どんな状況において可能な限り最善の結果を追求することです。ホスピタリティビジネスでは、“人”が成功のための最も重要な要素です。私たちは従業員のチームワークと仕事に全力を尽くす姿勢によって卓越した業績を達成しさらに強い企業になれると確信しています。私たちは人材の拡充と、人材への投資が不可欠だと考えています。グローバルな視野と知識を持ちながら、温かい心を持ち、アットホームで質の高いホテルサービスを提供できる人材の育成に注力していきます。そのような人材の育成を支援する組織・体制を構築するとともに、継続的な人材育成とキャリアアップを実現するための研修制度も充実させました。私たちは、人材開発部門を中心に、キャリアビジョンやキャリアプランを設定し、社内人材の育成を行っています。具体的には、新入社員研修、フォローアップ研修、アライアンスホテル間の交流研修などの育成プログラムに加え、業務遂行に必要な専門知識や能力の向上、必要な資格の取得を目的とした研修や資格取得支援制度を設けています。また、全社員を対象とした月次・年次表彰制度を設け、モチベーションの向上を図っています。人事評価制度では、会社目標に対する計画や個人業務の達成プロセスを評価することで、昇給・昇格によるキャリアアップを実現しています。今後は、上司と部下がお互いに得意なこと、足りないことを理解した状態で研修を実施できるようにします。このような多面的な研修やスキルアップ支援、人事評価プロセスを通じて、社員のキャリアプランを支援し、会社の目標に合った人材の適正配置に努めます。また、働きやすい職場環境を整備することで、社員が働きやすく、長く働ける環境をつくり、女性の昇進・昇給や管理職の後継者確保につなげていきます。

その他の投資事業では、主要な事業であるマレーシアのメモリアルパーク事業においては、現地とのコミュニケーションを密にすることで、環境や人権等の想定されるリスクをコントロールし、業績向上への貢献に努めてまいります。

最後に、今後数年間はアゴーラにとって重要な年となります。成長計画を実行し、国内外のお客様をお迎えできることを楽しみにしております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社	30,100千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
バタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリングット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける霊園事業

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドウン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	4,161百万円
株式会社関西みらい銀行	1,096百万円
United Overseas Bank Limited	930百万円
株式会社りそな銀行	1,351百万円

13. 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	325名	38名	8名	371名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都
ホテル アゴーラ 大阪守口	大阪府
ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺	大阪府
アゴーラプレイス 大阪難波	大阪府
アゴーラ 銀座	東京都
ヒドゥン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において世界的な新型コロナウイルス感染症からの回復が見られたものの、通期において完全に回復するまでには至らず、営業損失93百万円、経常損失195百万円、親会社株主に帰属する当

期純損失149百万円を計上しました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されるなどの進展がある一方で、ウクライナ情勢に起因する物価上昇や人員不足などにより景気の先行きは不透明であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、当該状況を解消すべく、2020年7月31日に当社グループが保有する賃貸不動産を、2023年3月に当社が保有する固定資産を売却したほか、2023年9月には銀座・浅草のホテル取得に関わる借入金41億円の借換えを実施するなど金融機関との良好な関係を維持しております。また、今後の営業施策として、宿泊部門ではインバウンド需要の取り込みと販売価格の向上を図り、料飲・宴会部門では新規顧客と法人需要の獲得に注力し、加えて運営の効率化とコスト削減に努めております。その他投資事業におきましても、マレーシアにおける霊園事業につきましては、積極的な営業活動をすることにより、事業活動の成長に努めてまいります。

以上より、当連結会計年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、連結計算書類および計算書類の「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株

2. 発行済株式総数 281,708,934株

(自己株式 27,764,630株を含む)

3. 株主数 15,759名

4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント ファー ー イースト グローバル アジア アカウント ツー	83,095	32.72
ユービーエスエージーシンガポール	40,000	15.75
ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社	29,000	11.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,003	2.36
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/CLIENT ASSET	3,001	1.18
川名 貴行	2,078	0.81
成澤 修二	1,600	0.63
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,372	0.54
4 9 3 6 1 1 ビービーエイチデービーエスバンクホンコンリミテツド アカウント 0 0 5 ノンユーエス	1,317	0.51
楽天証券株式会社	1,061	0.41

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式27,764,630株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等（当期中）および保有（当期末）

- (1) 取得株式
株式の種類 普通株式
株式数 61株
- (2) 処分株式
株式の種類 普通株式
株式数 一株
- (3) 保有株式
株式の種類 普通株式
株式数 27,764,630株

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年12月31日現在)

	第9回新株予約権	
発行決議の日	2019年3月26日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数	8名	181,600個
当社取締役（社外取締役除く）	3名	175,000個
当社社外取締役	3名	5,000個
当社監査役	2名	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	18,160,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	653,760,000円	
新株予約権行使期間	2020年5月30日から2025年4月30日 (1) 割当日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 (2) 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (3) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66%（ただし、割当日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (4) 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。	

	第9回新株予約権
行使の条件	<p>(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>(2) 対象者が前述(1)の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。</p> <p>(3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>(4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。</p> <p>(5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2023年12月31日現在)

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	クオック・ゲイリー・ヤン・クエン	株式会社アゴーラホスピタリティーズ代表取締役社長、株式会社アゴーラホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪代表取締役、シノコー インベストメント コーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブ バイス プレジデント
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	ファー イースト グローバル アジア社ディレクター、マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター、ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社社長、ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社エグゼクティブ ディレクター
取締役	江上正巳	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	浅生浩	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー兼同大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社COO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、香港理工大学教授
常勤監査役	杉戸壽一郎	—
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社CFO アンド カンパニー セクレタリー

- (注) 1. 取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、遠藤新治氏は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役北村隆則、取締役アンジェリーニ・ジョバンニおよび監査役遠藤新治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、役員報酬の外部市場の水準、各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた最低限の役員報酬額を勘案の上、その種類及び額を決定しております。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期までは条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3.非金銭報酬等に関する方針

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高め、株主の皆様との共同の利益と一致させることを目的として、一定の時期に、当社の取締役、監査役を対象としたストック・オプションの付与を行っております。付与するストック・オプションの個数は、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じて決定しております。なお、付与をした対象者には中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。

4.報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

2023年度の取締役（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として基本報酬と非金銭報酬等の割合＝7：3とするものとし、2024年度以降における報酬等の種類ごとの割合は、取締役改選期の報酬決定時において、当社の業績および非金銭報酬等の額を勘案し総合的に勘案して決定するものとしています。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬の額については、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役に対しその具体的内容を決定について委任しています

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、代表取締役社長クォック・ゲイリー・ヤン・クエンに対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で承認を得た報酬限度額の範囲における各取締役の基本報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、各取締役の業務負担の度合いを公平に評価するには代表取締役が最も適していると判断したためです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	報酬等の総額
取締役	7名	121,838千円	—	—	121,838千円
（うち社外取締役）	(3名)	(2,150千円)	(—)	(—)	(2,150千円)
監査役	3名	8,333千円	—	—	8,333千円
（うち社外監査役）	(2名)	(1,630千円)	(—)	(—)	(1,630千円)
合計	10名	130,171千円	—	—	130,171千円
（うち社外役員）	(5名)	(3,780千円)	(—)	(—)	(3,780千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。基本報酬を無報酬とする取締役2名が在任しております。この2名は子会社の役員を兼務する取締役であり子会社から役員として報酬を受けております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「3.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度の交付状況は「Ⅲ. 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）です。また、2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストック・オプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額18百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストック・オプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。任期途中において同内容で更新する予定ではありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー兼同大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社 COO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー 社会長、香港理工大学教授
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 CFO アンド カンパニー セクレタリー

(注) 社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	果たすことが期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役	北村隆則	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中4回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官の経験に基づき、1) 国際情勢と海外観光客の動向、2) 海外観光客の趣向の分析、3) 対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する有用な意見を述べております。</p>
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中4回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。</p>
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中5回出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。</p>

区分	氏名	主な活動状況
監査役	遠藤新治	当事業年度開催の取締役会には、5回中4回、監査役会には、6回中6回出席しており、税理士としての専門的な見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、5回中3回、監査役会には、6回中5回出席しており、会計士としての専門的見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	3,780千円

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 会計監査人に対する報酬等

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 | 32,000千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 33,600千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。
- ②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
- ②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
 - イ. 海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
- ②監査役職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
- ②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

- ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年5回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規程」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。

海外子会社については、代表取締役がその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「Ⅳ.会社役員に関する事項」に記載しております。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。

また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。

②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会を6回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。
- ③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図ります。剰余金の配当等を行うためには、まず、安定的に親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。当社は事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する对外公表は行っておりませんが、当社が継続的に事業を拡大し、収益構造を確立するためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第86期 2023年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	5,203,101
現金及び預金	2,831,779
売掛金	537,397
有価証券	288,302
貯蔵品	93,737
開発事業等支出金	1,283,421
その他	188,619
貸倒引当金	△20,156
II 固定資産	12,988,422
1.有形固定資産	11,199,160
建物及び構築物	3,392,047
車両運搬具	6,320
工具、器具及び備品	81,172
土地	5,510,992
建設仮勘定	2,208,627
2.無形固定資産	843,318
ソフトウェア	11,869
のれん	831,448
3.投資その他の資産	945,944
投資有価証券	240,543
長期貸付金	519,687
その他	185,712
III 繰延資産	40,292
開業費	40,292
資産合計	18,231,816

科目	第86期 2023年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	5,694,586
買掛金	263,159
短期借入金	60,312
1年内返済予定の長期借入金	1,007,228
未払金	3,337,197
未払費用	33,349
未払法人税等	53,953
賞与引当金	83,848
その他	855,538
II 固定負債	7,195,329
長期借入金	6,616,132
長期預り保証金	208,337
資産除去債務	46,000
繰延税金負債	10,596
その他	314,262
負債合計	12,889,915
純資産の部	
I 株主資本	3,319,110
資本金	8,534,406
資本剰余金	2,646,000
利益剰余金	△6,827,756
自己株式	△1,033,540
II その他の包括利益累計額	91,880
その他有価証券評価差額金	24,011
為替換算調整勘定	67,869
III 新株予約権	97,364
IV 非支配株主持分	1,833,544
純資産合計	5,341,901
負債・純資産合計	18,231,816

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第86期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	
I 売上高		7,309,294
II 売上原価		5,321,302
売上総利益		1,987,992
III 販売費及び一般管理費		2,081,407
営業損失		93,415
IV 営業外収益		
受取利息	15,754	
受取配当金	2	
受取家賃	11,388	
為替差益	75,839	
プリペイドカード失効益	1,727	
その他	8,888	113,601
V 営業外費用		
支払利息	91,245	
資金調達費用	67,604	
持分法による投資損失	19,759	
開業費償却	17,907	
その他	19,314	215,831
経常損失		195,644
VI 特別利益		
固定資産売却益	129,941	129,941
税金等調整前当期純損失		65,703
法人税、住民税及び事業税	132,235	
法人税等調整額	△9,761	122,473
当期純損失		188,176
非支配株主に帰属する当期純損失		38,667
親会社株主に帰属する当期純損失		149,508

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	8,534,406	2,646,000	△6,678,247	△1,033,538	3,468,621
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△149,508		△149,508
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△149,508	△1	△149,510
2023年12月31日残高	8,534,406	2,646,000	△6,827,756	△1,033,540	3,319,110

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2023年1月1日残高	7	65,421	65,429	97,364	1,514,242	5,145,657
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△149,508
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	24,003	2,448	26,451	－	319,302	345,754
連結会計年度中の変動額合計	24,003	2,448	26,451	－	319,302	196,243
2023年12月31日残高	24,011	67,869	91,880	97,364	1,833,544	5,341,901

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第86期 2023年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	1,618,634
現金及び預金	1,158,531
売掛金	327,724
有価証券	288,302
関係会社未収入金	523,709
その他	16,057
貸倒引当金	△695,691
II 固定資産	7,468,206
1.有形固定資産	896,589
建物及び構築物	39,553
工具、器具及び備品	73
土地	856,961
2.投資その他の資産	6,571,617
投資有価証券	65,471
関係会社株式	1,803,139
関係会社長期貸付金	1,119,321
その他の関係会社有価証券	4,027,625
長期未収入金	284,486
その他	41,892
貸倒引当金	△770,318
資産合計	9,086,841

科目	第86期 2023年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,288,299
短期借入金	60,312
関係会社短期借入金	674,564
1年内返済予定の長期借入金	1,979
未払金	476,971
未払費用	2,066
未払法人税等	1,210
未払消費税等	33,850
その他	37,345
II 固定負債	882,556
長期借入金	75,333
関係会社長期借入金	468,039
長期未払金	262,193
長期預り保証金	20,394
資産除去債務	46,000
繰延税金負債	10,596
負債合計	2,170,856
純資産の部	
I 株主資本	6,794,609
1.資本金	8,534,406
2.資本剰余金	1,917,295
資本準備金	224,533
その他資本剰余金	1,692,761
3.利益剰余金	△2,623,553
その他利益剰余金	△2,623,553
繰越利益剰余金	△2,623,553
4.自己株式	△1,033,540
II 評価・換算差額等	24,011
その他有価証券評価差額金	24,011
III 新株予約権	97,364
純資産合計	6,915,985
負債・純資産合計	9,086,841

損益計算書

(単位：千円)

科目	第86期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	
I 売上高		43,687
II 売上原価		130,139
売上総損失		86,452
III 販売費及び一般管理費		350,224
営業損失		436,676
IV 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	11	
プリペイドカード失効益	1,727	
貸倒引当金戻入益	247,554	
その他	5,287	254,581
V 営業外費用		
支払利息	7,882	
その他	2,158	10,040
経常損失		192,136
VI 特別利益		
固定資産売却益	129,941	129,941
税引前当期純損失		62,194
法人税、住民税及び事業税		998
当期純損失		63,192

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2023年1月1日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△2,560,360
当期変動額					
当期純損失 (△)					△63,192
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	△63,192
2023年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△2,623,553

(単位：千円)

項目△	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2023年1月1日残高	△1,033,538	6,857,803	7	97,364	6,955,176
当期変動額					
当期純損失 (△)		△63,192			△63,192
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			24,003	-	24,003
当期変動額合計	△1	△63,194	24,003	-	△39,191
2023年12月31日残高	△1,033,540	6,794,609	24,011	97,364	6,915,985

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社アゴラ ホスピタリティグループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 相馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴラ ホスピタリティグループの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴラ ホスピタリティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社アゴーラ ホスピタリティィー グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 相馬 裕 晃
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 大 佑
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティィー グループの2023年1月1日から2023年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社アゴーラホスピタリティグループ監査役会

常勤監査役 杉戸 壽一郎 ㊟

監査役（社外監査役）遠藤 新治 ㊟

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊟

(注) 監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェルは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

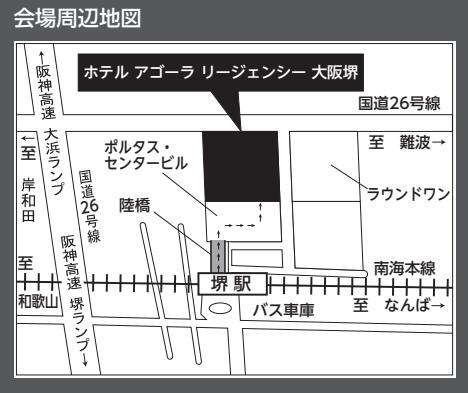
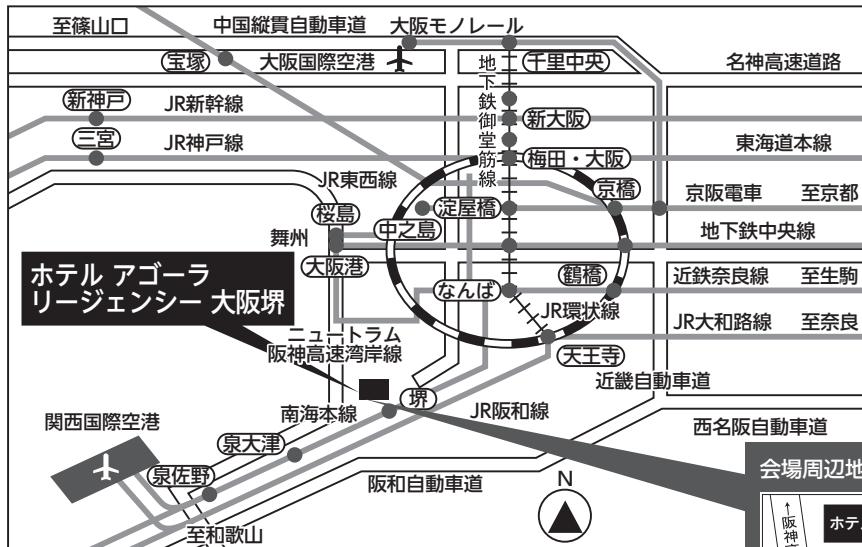
株主総会会場ご案内図

会場

ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休
 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 TEL 072 (224) 1121

交通

- ① 新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約45分
- ② 関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約30分



※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)
 ※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
 くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。